

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】平成19年7月12日(2007.7.12)

【公開番号】特開2006-149079(P2006-149079A)

【公開日】平成18年6月8日(2006.6.8)

【年通号数】公開・登録公報2006-022

【出願番号】特願2004-335160(P2004-335160)

【国際特許分類】

H 02 G 3/22 (2006.01)

A 62 C 3/16 (2006.01)

E 04 B 1/94 (2006.01)

F 16 L 5/04 (2006.01)

【F I】

H 02 G 3/22 B

A 62 C 3/16 B

E 04 B 1/94 H

F 16 L 5/02 M

【手続補正書】

【提出日】平成19年4月26日(2007.4.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

石膏ボードの中空壁からなる防火区画に貫通孔が形成され、この貫通孔に合成樹脂製可とう電線管が挿通され、前記貫通孔と前記合成樹脂製可とう電線管の間隙には充填材が充填される区画貫通部の防火措置構造であって、

前記中空壁のいずれか片側の外壁面から外側方向に所定長の位置まで熱膨張性耐火材によって前記合成樹脂製可とう電線管の外周面が被覆され、前記被覆された側の中空壁の外壁面における貫通孔周辺が熱膨張性耐火材によって遮蔽されていることを特徴とする区画貫通部の防火措置構造。

【請求項2】

コンクリート壁からなる防火区画に貫通孔が形成され、この貫通孔に合成樹脂製可とう電線管が挿通され、前記貫通孔と前記合成樹脂製可とう電線管の間隙には充填材が充填される区画貫通部の防火措置構造であって、

前記コンクリート壁のいずれか片側の外壁面から外側方向に所定長の位置まで熱膨張性耐火材によって前記合成樹脂製可とう電線管の外周面が被覆されていることを特徴とする区画貫通部の防火措置構造。

【請求項3】

石膏ボードの中空壁からなる防火区画に貫通孔が形成され、この貫通孔にケーブルが挿通され、前記貫通孔と前記ケーブルの間隙には充填材が充填される区画貫通部の防火措置構造であって、

前記中空壁のいずれか片側の外壁面から外側方向に所定長の位置まで熱膨張性耐火材によって前記ケーブルの外周面が被覆され、前記被覆された側の中空壁の外壁面における貫通孔周辺が熱膨張性耐火材によって遮蔽されていることを特徴とする区画貫通部の防火措置構造。

**【請求項 4】**

コンクリート壁からなる防火区画に貫通孔が形成され、この貫通孔にケーブルが挿通され、前記貫通孔と前記ケーブルの間隙には充填材が充填される区画貫通部の防火措置構造であって、

前記コンクリート壁のいずれか片側の外壁面から外側方向に所定長の位置まで熱膨張性耐火材によって前記ケーブルの外周面が被覆されていることを特徴とする区画貫通部の防火措置構造。

**【手続補正 2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

前記目的を達成するために、請求項1に記載の発明は、石膏ボードの中空壁からなる防火区画に貫通孔が形成され、この貫通孔に合成樹脂製可とう電線管が挿通され、前記貫通孔と前記合成樹脂製可とう電線管の間隙には充填材が充填される区画貫通部の防火措置構造であって、前記中空壁のいずれか片側の外壁面から外側方向に所定長の位置まで熱膨張性耐火材によって前記合成樹脂製可とう電線管の外周面が被覆され、前記被覆された側の中空壁の外壁面における貫通孔周辺が熱膨張性耐火材によって遮蔽されていることを特徴とする。

**【手続補正 3】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、請求項2に記載のものは、コンクリート壁からなる防火区画に貫通孔が形成され、この貫通孔に合成樹脂製可とう電線管が挿通され、前記貫通孔と前記合成樹脂製可とう電線管の間隙には充填材が充填される区画貫通部の防火措置構造であって、前記コンクリート壁のいずれか片側の外壁面から外側方向に所定長の位置まで熱膨張性耐火材によって前記合成樹脂製可とう電線管の外周面が被覆されていることを特徴とする。